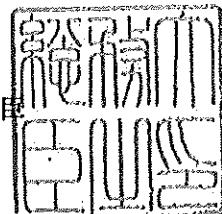




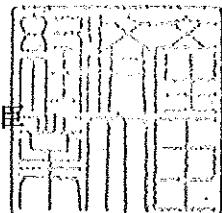
総統経第183号の7  
平成23・12・14統第1号  
平成23年12月22日

国土交通大臣 殿

総務大臣



経済産業大臣



#### 平成24年経済センサス・活動調査への協力について（依頼）

総務省及び経済産業省では、平成24年2月に全ての企業・事業所を対象とした平成24年経済センサス・活動調査を実施します。

経済センサス・活動調査は、我が国における産業構造を包括的にとらえ、実態を明らかにするとともに、各府省が実施する各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として、はじめて実施するものです。

つきましては、経済センサス・活動調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、別紙について、ご協力を賜りますよう、特段のご配慮をお願いします。

平成24年経済センサス・活動調査に係る協力依頼事項

1 貴省又は貴省支分部局等が所管する事業所構内に所在する民営事業所に対して、調査員が調査活動を行う場合の立ち入り等について

貴省又は貴管下関係官署の食堂や売店等の活動状況を把握するため、調査員が施設内に立ちに入る際に調査員証（参考2）を提示することで立ち入りを許可していただく等のご配慮をお願いします。

2 貴省所管の独立行政法人等への調査対象である旨の周知等について

- (1) 貴省所管の独立行政法人等も調査対象となりますので、その旨の周知等をお願いします。
- (2) 貴省所管の独立行政法人等が所管する事業所構内に所在する民営事業所に対して調査員が調査活動を行う場合の立ち入り等について、その旨の周知等をお願いします。

3 貴省所管の各種団体を通じた調査対象である旨の周知等について

- (1) 貴省所管の各種団体を通じて、会員団体等が調査対象である旨の周知等をお願いします。
- (2) 貴省所管の各種団体を通じて、傘下会員等が所管する事業所構内に所在する民営事業所に対して、調査員が調査活動を行う場合の立ち入り等について、周知等をお願いします。

【事務担当】

総務省統計局統計調査部経済統計課企画第二係

TEL : 03(5273)1388

FAX : 03(5273)1498

Eメール : p-24census@sonmu.go.jp

## 平成 24 年経済センサス - 活動調査の概要

### 【調査の目的】

この調査は、我が国の全産業分野における企業及び事業所の経済活動の状況を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的としています。

平成 24 年の活動調査では、平成 21 年に実施した基礎調査によって得られた情報を有効に活用して売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた調査を総務省及び経済産業省が中心となって行います。

### 【調査の期日】

平成 24 年 2 月 1 日現在で実施します。

### 【調査の対象】

全国全ての企業・事業所が対象です。

### 【調査事項】

経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業の内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額などを記入していただきます。

### 【法的根拠】

「統計法」(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として実施します。

### 【調査の方法】

支社等をもたない単独の企業・事業所には都道府県知事が任命する調査員が訪問して調査します。

なお、支社等を有する企業・法人へは国が委託した民間事業者を通じて郵送で調査します。

#### (調査員による調査活動)

①調査対象の確認：平成 24 年 1 月中旬頃（一部の地域では、平成 23 年 12 月中旬頃）

- ・支社等をもたない単独の企業・事業所のほか、支社等を有する企業・法人も含め、すべての民営事業所の活動状況を事前に確認。

②調査票の配布：平成 24 年 1 月中旬～1 月末（一部の地域では、平成 23 年 12 月中旬～24 年 1 月末）

- ・支社等をもたない単独の企業・事業所に対して調査票を配布。

③調査票の回収：平成 24 年 2 月 1 日～3 月末

※依頼文中の各所が所管する事業所内の民営事業所等については、支社等が多いため、調査員の訪問はおおむね①の業務に限られることが多いと想定。

### 【調査結果の公表方法及び時期】

#### (1) 公表の方法

インターネット (e-Stat) 及び印刷物により公表します。

#### (2) 公表の時期

速報集計結果は平成 25 年 1 月末、確報集計結果は平成 25 年の夏ごろから順次公表予定です。

## ●調査員証（参考様式）

(表面)

第 号	
写真	平成24年経済センサス・活動調査
	氏名 ○ ○ ○ ○
縦 横 4.0cm 3.0cm	この者は、平成24年経済センサス・活動調査 の調査員であることを証明する。
任命期間 年 月 日から 日まで	
年 月 日	
○ ○ ○ 知事 印	

(裏面)

注 意 事 項	
1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証票は、任命期間が満了したときその他の統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。	
統 計 法(抄)	
第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。 第41条 (前略) 葉務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(後略) 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略) この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。	